

岡山県建築住宅センター株式会社
長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金規程

(趣 旨)

第1条 この規定は、別に定める「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、岡山県建築住宅センター株式会社(以下「センター」という。)が実施する長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務に係る申請料金について、必要な事項を定める。

(技術的審査の申請料金)

第2条 業務規程第12条に規定する技術的審査の申請料金は、申請1件につき、次に掲げる額とする。

一 一戸建て住宅の技術的審査に係る申請料金は、以下による。

(消費税を含む) (単位は円)

種 別		床面積の合計	技術的審査料金	技術的審査(変更)料金
単 独 審 査	一戸建て住宅	500㎡以内	39,600	19,800
	住宅型式性能認定の住宅	500㎡以内	35,200	17,600
	型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅	500㎡以内	30,800	15,400
設 計 評 価 併 用	一戸建て住宅	500㎡以内	5,500	5,500
	住宅型式性能認定の住宅			
	型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅			
増・改 築			72,600	36,300

二 共同住宅等(一戸建て併用住宅を除く)の技術的審査に係る申請料金は、以下による。

(消費税を含む) (単位は円)

種 別		床面積の合計	技術的審査の申請料金	技術的審査(変更)料金
単 独 審 査	共同住宅等	～500㎡以内	101,200	50,600
	住宅型式性能認定の住宅	～500㎡以内	90,200	45,100
	型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅	～500㎡以内	77,000	38,500
	共同住宅等	500㎡超 ～1,000㎡以内	158,400	79,200
	住宅型式性能認定の住宅	500㎡超 ～1,000㎡以内	129,800	64,900
	型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅	500㎡超 ～1,000㎡以内	107,800	53,900
設 計 評 価 併 用	共同住宅等	～1,000㎡以内	5,500/戸	5,500/戸
	住宅型式性能認定の住宅			
	型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅			
増・改 築			別途協議	別途協議

※ 共同住宅 単独審査

(消費税を含む) (単位は円)

床面積の合計	技術的審査の申請料金	技術的審査(変更)料金
1,000㎡超～3,000㎡以内	325,600	162,800
3,000㎡超～5,000㎡以内	583,000	291,500
5,000㎡超～10,000㎡以内	1,001,000	500,500
10,000㎡超～20,000㎡以内	1,878,800	939,400
20,000㎡超～30,000㎡以内	2,719,200	1,359,600
30,000㎡超～	3,366,000	1,683,000

2 センターは状況により、料金を適宜改定することができる。

(その他)

第3条 その他特別な事由により、上記料金表によらない場合は、別途センターと協議のうえ定める額とする。

(付則)

この規程は、平成21年 5月 25日より施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和1年10月 1日より施行する。